

那覇市低地帯建物の下水道接続に対する補助金申請

既存家屋（持家）のくみ取り便所・浄化槽を改造して、公共下水道に接続しようとする方が、低地帯であるために公共ますに接続するため汚水ポンプ等を設置しなければならない場合に、予算の範囲内において工事費用の補助をします。補助金の交付範囲は、汚水ポンプ及びその設置（汚水ポンプは2台設置するものとし、通常は自動交互運転として、異常満水時は同時運転とする。）、汚水槽及びその設置並びに公共下水道へ接続するための工事の費用で、排水設備の設置に要する費用及びくみ取り便所を水洗便所に改造する費用は含みません。

補助金の額

・工事費用の5分の3の額。ただし、30万円が上限です。（共同設置の場合は、50万円が上限です。）

※共同設置：2棟以上又は共同住宅（所有者が居住していない賃貸住宅を除く）である低地帯建物の場合は、管理者が認める共用ポンプを設置することができる。

※排水設備係で見積書を精査し、補助額を決定します。

該当する方

下記の①～⑤の要件を全て満たしている世帯。

- ☐ ①低地帯建物であるために公共下水道に接続するために汚水ポンプ等を設置しなければならない方。
- ☐ ②家屋の所有者で居住していること。
- ☐ ③年間所得が1,000万円以下の方。
- ☐ ④市税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- ☐ ⑤水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- ☐ ※家屋が共有名義となっている場合は、書面により共有者の同意を得ること。
- ☐ ※借地の場合は、書面により地主の同意を得ること。

申請書及び添付書類

☐ ①下水道排水設備計画確認申請書：1通

- 【添付書類】
- ☐ ・工事の見積書（「契約金額」の横に申請者が署名・押印したもの）
 - ☐ ・工事の着手前の写真
 - ☐ ・借地の場合は、地主の承諾書

指定工事店

☐ ②低地帯建物の下水道接続にに対する補助金申請書：1通

☐ ③住民票謄本（特別一本籍及び続柄の記載があるもの）：1通（那覇市役所 1F ハイイ市民課）
（各支所）

☐ ④所得証明書：1通

☐ ※収入と所得は違います。所得とは収入金額から、その収入を得るためにかかった必要経費や所定の控除額を差し引いた後の金額です。

☐ ⑤市税完納証明書：1通

☐ ⑥固定資産評価証明書（土地・家屋）：1通

※固定資産証明書の「所有者」欄の氏名が申請者と同一か確認してください。

（那覇市役所
3F 市民税課）
（各支所）

☐ ⑦国民健康保険税の完納証明書：1通

☐ (75歳以上の方)後期高齢者医療保険料の完納証明書：1通

※社会保険及びその扶養者は、社会保険カードの写し：1通

（那覇市役所
1F 国民健康保険課）

注意

- ※上記の申請書等については、全て**同じ印鑑**を使用してください。
- ※申請書は「**下水道排水設備計画確認申請書**」と**同時に提出してください。**
- ※低地帯建物の下水道接続に対する補助金交付決定通知書の交付を受けた後に工事に着工し、着工後2月以内に工事を完了しなければなりません。
- ※工事完了後に、低地帯建物の下水道接続に対する補助金実績報告書及び請求書兼委任状を提出しなければなりません。（補助金は、工事の施工業者の口座へ振込みます。）

補助金申請等についてわからない事がありましたら、申請前に料金サービス課までご連絡ください。
那覇市上下水道局 料金サービス課（上下水道局庁舎2階）排水設備係 TEL：941-7810

第 1 号様式(第 7 条関係)

低地帯建物の下水道接続に対する補助金申請書

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

申請者 住 所

氏 名 印

生年月日 年 月 日

電話番号

低地帯建物の下水道接続に対する補助金の交付を受けたいので、那覇市低地帯建物の下水道接続に対する補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助金申請額	円
設置場所	那覇市
工事の種類	☐ くみ取便所改造 ☐ 浄化槽改造

添付書類

- (1) 工事の見積書（申請者が署名及び押印したもの）
- (2) 工事の着手前の写真
- (3) 住民票謄本(特別)
- (4) 所得証明書
- (5) 市税及び国民健康保険税の完納証明書
- (6) 固定資産証明書(家屋)
- (7) その他管理者が必要と認める書類